

「日本古典文学学術賞」選考要綱

平成19年10月25日
制 定

改正 平成20年 5月15日

改正 平成21年 6月 3日

改正 平成24年 2月 9日

改正 平成25年 3月 8日

改正 平成28年 3月 8日

改正 平成29年 3月15日

改正 平成31年 2月21日

改正 令和 4年 5月26日

1 趣 旨

日本古典文学学術賞は、日本古典文学会賞を継承し、若手日本古典文学等研究者の奨励、援助を目的とする。

2 賞の名称

日本古典文学学術賞

3 主催

国文学研究資料館賛助会

4 選考

国文学研究資料館賛助会に選考委員会を置き選考する。

5 選考委員

関連諸学会から推薦された委員 6名

国文学研究資料館賛助会運営委員会委員 1名

国文学研究資料館教員 1名

日本古典文学学術賞選考委員会が必要と認めた委員 若干名

6 選考委員の任期

2年とする（再任も可）。

7 選考委員会

(1) 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、外国出張等海外渡航中の場合には、委員の数に含めない。

(2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 対象者

対象となる業績の発表時に40歳未満の研究者 3名以内

9 対象とする業績

前年の1月から12月までに公表された、日本古典文学（古典と近代、古典文学と日本語学その他隣接諸学にまたがるものを含む）に関する著書

10 選考方法

選考委員からの推薦及び過去の受賞者（日本古典文学会賞・日本古典文学学術賞）からの推薦による対象者の著書を選考委員会で審議。自薦は受け付けない。

11 発表方法

国文研ニュース(WEB版のみ)及び国文学研究資料館ホームページ等にて公表

12 授賞式

10月の第三金曜日

13 賞・賞金
賞状と賞金20万円

14 その他
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、平成19年10月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年2月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年3月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年3月8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年5月26日から施行する。